

地理科学学会 学術雑誌発行における倫理規定

地理科学学会は質の高い学術雑誌を継続的に発行することを確約する。その発行にあたり、編集委員会の重要な責務の一つが不正行為を防止することである。学術雑誌の発行にかかる倫理性を担保するため、すべての関係者(編集委員会、査読者、著者、発行者)は、それぞれの役割・任務を果たす上で以下の規定を遵守する必要がある。

1. 編集専門委員の義務

(1) 公平性

投稿論文は、著者の人種や性別、性的指向、宗教、民族、国籍、政治的信条、所属組織にかかわらず、その内容のみによって評価される。

(2) 秘匿性

編集専門委員は、共著者、査読者、査読者候補、他の編集アドバイザー、発行者に必要な応じて提供する以外は、投稿論文に関するすべての情報を開示してはならない。ただし、同じ論文の重複投稿が疑われる場合には適用されない。

(3) 開示と利益相反

投稿論文に掲載されている未発表資料は、著者の明白な同意書がないかぎり、編集専門委員はそれを自らの研究に使用することはできない。

(4) 採否の決定

編集専門委員は投稿論文を受理し、学術雑誌に掲載するかどうかを決定する責任がある。

2. 査読者の責務

(1) 編集委員会および著者との関係

査読は編集委員会の決定を補助する行為であり、また、内容に関する著者とのコミュニケーションを通じて、論文の質的向上という点で著者を補助する行為でもある。

(2) 期限の厳守

査読者は、定められた期日までに論文の査読を完了できない場合、編集委員長にその旨を通知する必要がある。その場合、論文の査読は別の査読者に依頼される。

(3) 秘匿性

投稿論文に関する情報は秘匿とし、査読者に与えられた特権的情報として扱う。

(4) 客観性の基準

査読は客観的かつ公正・公平に行う必要がある。著者に対する個人的な批判は慎むべきである。査読者は論文に対する評価を論拠とともに明確に示すことに加え、著者が引用していない関連文献を示す必要がある。観察、導出、議論がすでに報告されているすべての記述は、引用・参照元を明記する必要がある。

(5) 開示と利益相反

査読者は、査読を通じて得た個別の情報やアイデアは秘匿にし、個人的な利益のために使用することがあってはならない。また査読者は、論文の内容に関係のあるあらゆる著者や企業、団体との間で、競争や協力、その他の関係や結びつきによる利益相反が認められる論文を査読してはならない。

3. 著者の責務

(1) 論文の基準

著者はオリジナルな研究成果を報告するにあたり、研究方法を正確に示すとともに、その結果が意味するところについて客観的な議論を展開する必要がある。基礎データは論文中に正確に表示しなければならない。また論文は、他者がそれを再現できるように、詳細と参照元を十分に記述する必要がある。不正あるいは故意に不正確な記述を行うことは非倫理的な行為であり、許されるものではない。

(2) 独創性と剽窃

著者は完全にオリジナルな論文を執筆することが求められる。著者が他者の論文や語句を使用した場合は、適切に引用もしくは参照すべきである。

(3) 複数もしくは同時の刊行

著者が地理科学学会に投稿した論文はオリジナルな内容であることが求められる。また著者は、その論文が他雑誌等で刊行されるものでなく、また他の学会で査読中でもないことを保証しなければならない。1つの論文を2つ以上の学術雑誌に投稿する行為は非倫理的であり、許されるものではない。

(4) 謝辞と引用

著者は研究協力者に対する適切な謝辞を掲載することが望ましい。また著者は、引用した先行研究について論文の中で明示する必要がある。

(5) 論文の著者

研究の目的や方法の検討，作業の実行，調査結果の分析・解釈に重要な貢献をした者のみが，当該論文の著者となることができる。重要な貢献をした者はすべて共著者として連記することができる。特定の補助的作業に協力した者については，謝辞にその旨を記載するか，研究協力者として記載する。

(6) 開示と利益相反

すべての著者は，論文に示した結果あるいは解釈に影響を与えたと考えられる金銭的またはその他の実質的な利益相反を開示する必要がある。また，研究活動に対するすべての金銭的支援について明記すべきである。

(7) 掲載論文に誤りがあった場合の対応

掲載された論文に明らかな間違いや不正確な記載があることが明らかになった場合は，著者はその旨を編集委員長もしくは発行者に速やかに通知し，両者の協力のもとで，当該論文を取り下げるか，適切な正誤表を公表しなければならない。